

『ご契約のしおり・約款』

指 定 代 理 請 求 人 特 約

【中途付加用】

ご一読のうえ、主契約の『ご契約のしおり・約款』とともに
保管いただきますようお願いいたします。

指定代理請求人特約について

この特約は、保険金・給付金等の受取人である被保険者（※）が、保険金・給付金等を請求できない「特別な事情」があるときに、保険金・給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

<特別な事情>

「特別な事情」とは、次のいずれかに該当すると当社が認めた場合をいいます。

- | |
|--|
| ①被保険者（※）ご本人が、病名・病状等を知らされていないため（たとえば、がんの場合）、保険金・給付金等を請求できないとき |
| ②被保険者（※）が、意思表示の困難な状況にあるため、保険金・給付金等を請求できないとき 等 |

<指定代理請求人の範囲>

指定代理請求人は、ご契約者が、被保険者の同意を得て（主契約が5年ごと利差配当付こども保険のときは被保険者の同意はいりません。）、あらかじめ次の要件を満たす者の中からこの特約が付加された主契約につき1名をご指定いただけます。

- | |
|---|
| ①被保険者（※）と同居し、または、被保険者（※）と生計を一つにしている被保険者（※）の戸籍上の配偶者 |
| ②被保険者（※）の直系血族 |
| ③②のほか、被保険者（※）と同居し、または、被保険者（※）と生計を一つにしている被保険者（※）の3親等内の親族 |

(注)

- 指定代理請求人がご請求を行う場合、指定代理請求人はご請求時において上記要件の範囲内であることを要します。
- 保険金・給付金等の受取人が法人の場合には、この特約は付加することができません。
- 上記要件の範囲内であっても保険金・給付金等のご請求時に、指定代理請求人が未成年等の理由によりご請求意思の表示が困難で手続きができない場合には、指定代理請求人の親権者や後見人等による請求手続きはできませんので、ご注意ください。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て（主契約が5年ごと利差配当付こども保険のときは被保険者の同意はいりません。）、指定代理請求人を変更（指定代理請求人を指定しない変更を含みます。）することができます。なお、保険金・給付金等の受取人が法人に変更された場合には、指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとして取り扱います。
- ご契約者は、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

<保険金・給付金等の種類>

- | |
|--|
| ①被保険者（※）と受取人が同一人である保険金、給付金、一時金、年金および祝金 |
| ②ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除 |
| ③ご契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金 |

(注)

- 主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合、上記②は「保険料払込の免除（養育年金が支払われるときを除きます。）」と、③は「契約者配当金」と読み替えます。
- 被保険者＝年金受取人の場合、年金支払中に支払われる契約者配当金を上記③に含めます。

<指定代理請求人からのご請求>

- ◆指定代理請求人は、保険金・給付金等の受取人の代理人として保険金・給付金等を請求することができます。
- ◆指定代理請求人からのご請求をいただいた場合、指定代理請求人に保険金・給付金等をお支払いするために必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。
- ◆保険金・給付金等のお支払いに関する通知または契約解除の通知等、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人になすべき通知が、正当な理由によってご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に対して行います。

(注)

- 故意に保険金・給付金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
- 指定代理請求人のご請求により保険金・給付金等をお支払いした後、被保険者（※）ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。
- 指定代理請求人のご請求により保険金・給付金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその保険金・給付金等の支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんのでご承知おき願います。この場合、回答により万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。
- この特約のみの解約はできません。

- ・「保険金・給付金等の支払方法の選択」は適用しません。
- ・5年ごと利差配当付年金支払特約が同時に付加され保険金・給付金等を請求する場合、年金基金設定日前については5年ごと利差配当付年金支払特約が付加されていないものとして取り扱います。

＜ご注意＞

- ・この特約が中途付加された場合には、従前の指定代理請求人に関する規定は無効とします。
- ・(※)について、主契約が5年ごと利差配当付ことも保険のときはご契約者とします。

指定代理請求人特約条項

(平成22年3月改定)

(この特約の概要)

この特約は、会社の定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とすることを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等は、つぎの各号に定めるとおりとし、以下「保険金等」といいます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、一時金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 前号のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更（指定代理請求人を指定しない変更を含みます。）することができます。この場合、保険契約者は、請求書類（別表1）を提出してください。
3. 保険金等の受取人が法人に変更された場合には、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。
4. 第2項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときは、前条の規定により指定または変更された指定代理請求人が、請求書類（別表1）および特別な事情を示す書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項に定める範囲内であることを要します。
3. 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 保険金等を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(解除の通知)

第5条 この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、指定代理請求人に関する規定および介護年金受取人の代理人に関する規定は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(保険金等の一時支払に関する特則)

第9条 指定代理請求人が保険金等を請求する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款または特約条項に定める保険金等の支払方法の選択の規定は適用しません。
- (2) 5年ごと利差配当付年金支払特約は付加されていないものとみなします。ただし、年金基金設定日前に限ります。

(契約者配当金に関する特則)

第10条 被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条（特約の対象となる保険金等）に含むものとします。

(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

第11条 この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）の規定中、被保険者の同意を得る規定は適用しません。
- (2) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第2号中「保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除」とあるのは「保険料の払込免除（養育年金が支払われるときを除きます。）」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第3号中「保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金」とあるのは「契約者配当金」と読み替えます。
- (5) 第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(医療保険に付加した場合の特則)

第12条 この特約を医療保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）、第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）中「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 保険金等の請求書類

項 目	請 求 書 類
保険金等の指定代理請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項 目	請 求 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2
お客さまサービスセンター TEL : 0120-324-386 (無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

ご相談・お申込先